

## 八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画

八洲学園大学 学長  
平成 27 年 8 月 12 日 策定  
令和 4 年 9 月 14 日 改定

### <方針>

八洲学園大学（以下「本学」という。）では、「八洲学園大学研究倫理及び研究費の監査に関する規程」第 1 条に基づき、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応することを目的として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改訂）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおり本学の研究活動における不正行為防止計画を策定する。

### <実施内容>

#### 1. 組織内の責任体制の明確化

本学における研究活動の適正な運営・管理体制を構築するために学内の責任体制を次の通り整備し、防止に努める。

- (1) 最高管理責任者（学長）、総括管理責任者（事務局長）の下、コンプライアンス推進責任者（総務課長）は、研究活動上の運営・管理のみならず、コンプライアンス教育を行う。
- (2) 研究倫理教育責任者（教務課長）は、研究倫理に関する知識を定着・更新させるために定期的な研究倫理教育を実施する。
- (3) 研究活動を適性に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の策定・推進を担当する部署（以下「総務課」という。）を置き、その責任者に総括管理責任者（事務局長）をもって充てる。

#### 2. 不正行為を発生させない環境の醸成

研究活動の不正行為を防止するため「八洲学園大学研究倫理及び研究費の監査に関する規程」、「八洲学園大学における研究活動行動規範」及び「八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を学内外に周知することにより、本学において研究活動に関わるすべての構成員に対しコンプライアンスおよび研究倫理を自覚させる。とりわけ、競争的資金等に関わる構成員には、社会的責任として研究遂行における研究費の適正な執行に努めるため、関係諸規則を遵守させる旨の誓約書の提出を義務付ける。

#### 3. ルールの明確化と周知徹底

競争的資金等の執行および事務処理手続きに関するルール等は、学校法人八洲学園の経

理関係規程等に準ずるとし、明確かつ統一的な運用を図る。また、学内外から相談を受け付ける窓口を総務課に設置し、研究遂行のための適切な支援に資するように努める。

#### 4. 競争的資金等の予算執行管理活動

総務課は、競争的資金等の予算の執行状況をモニタリングし、実態と合ったものになっているか定期的に確認するとともに、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば計画的な執行を呼び掛ける。併せて、交付前執行、繰越、不要額の返還制度等を研究者に周知し、競争的資金の効果的かつ効率的な執行を目指す。また、研究費を年度内に使いきれずに返還してもその後の採択等に悪影響はないことを周知徹底する。

#### 5. 物品等の発注・納品・検収体制

研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、すべての物品等の購入において総務課が発注・検収を実施する。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、10万円未満のものに限り研究者による発注を認める。その場合、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属する。

#### 6. 特殊な役務の検収体制

特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）についても総務課が検収を実施する。有形の成果物がある場合は成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により研修を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、総務課の立ち会等による現場確認を行う。

#### 7. 換金性の高い物品の管理

換金性の高い物品（パソコンなど）については、総務課が備品管理表で管理し、故障等により破棄する場合は必ず総務課に報告する。

#### 8. 謝金・人件費に係る勤務状態の管理

競争的資金を利用して非常勤研究員等を雇用する場合は、総務課が採用時に面談・選考を行い、勤務条件や契約内容等を確認する。さらに、勤務・業務遂行実態を把握できる管理体制の整備に努める。

#### 9. 旅費制度の運用管理

旅費等の管理体制については、本学の「八洲学園大学研究費、旅費規程」に準じるとし、

出張申請は事前に提出することを義務付ける。

#### 10. 内部監査体制

競争的資金等の適切な執行を確保するため、内部監査委員会を置く。内部監査委員会は、総務課と連携のうえ、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

#### 11. その他

上記の他、総務課は、不正防止計画の実施状況について定期的にモニタリングを行い、継続的に見直しを行うことにより、全学的に常に最も適性と言える研究活動の管理体制を保つこととする。

以上